

個人情報保護に関する特記仕様書（特定個人情報）

（法令等の遵守）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、乙が本契約に基づき履行すべき業務（以下「本件業務」という。）が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の処理を伴うきわめて重要な業務であることを認識し、番号法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他の法令等（本件業務において情報システムを使用する場合にあっては、千代田区情報セキュリティポリシーを含む。）及び本個人情報保護に関する特記仕様書（以下「本特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、本特記仕様書に定める事項の履行状況を確認するため、本件業務の開始前及び千代田区（以下「甲」という。）が求めた場合に「履行状況チェックリスト」（別紙1）を、甲に提出しなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 乙は、甲の保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報という。以下同じ。）を取り扱うに当たり、その安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

2 乙は、契約締結に際して、乙の個人情報の保護に関する取組を明らかにするため、個人情報保護に関する基本方針及び規程（特定個人情報保護に関するものを含む。）等を提出しなければならない。

3 乙は、契約締結に際して、個人情報の保護に関する誓約書（別紙2）を提出しなければならない。

（従事者の届出等）

第3条 乙は、保有個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、本件業務に着手する前に書面により甲に届け出なければならない。

2 乙は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に届け出なければならない。

3 作業責任者は、本特記仕様書に定める事項を遵守するとともに、本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所の特定）

第4条 乙は、保有個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、本件業務に着手する前に書面により甲に届け出なければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に届け出なければならない。

3 乙は、甲の庁舎内で本件業務を行う場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、受託者名が分かるようにしなければならない。

（教育等の実施）

第5条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項、個人情報保護法第176条及び第180条並びに番号法第9章に規定する違反行為を行った場合の罰則その他本件業務の適切な履行に必要な教育又は研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(守秘義務)

第6条 乙は、本件業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を本件業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、全ての作業責任者及び作業従事者に対して、個人情報保護に関する誓約書(別紙3)を提出させるとともに、その誓約書の写しを甲に提出しなければならない。

(再委託)

第7条 乙は、本件業務のうち保有個人情報を取り扱う業務処理を第三者へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、本件業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲に次の各号に掲げる事項を書面に示して協議し、甲の承諾を得なければならない。

(1) 再委託が必要な業務範囲及びその理由

(2) 再委託先の名称

(3) 再委託先において個人情報保護体制が確保されていることの説明及び再委託先の管理・監督の方法

3 乙が、甲の承諾を受け、本件業務の一部を再委託する場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を履行させるとともに、甲に対し、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先の業務履行状況を適切に管理・監督するとともに、甲が求めたときは、再委託先の当該管理・監督の状況について適宜報告し、又は甲の再委託先への立入調査に協力させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、本件業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、前項の労働者を含む全ての労働者の行為及びその結果について責任を負うものとする。

(保有個人情報の管理)

第9条 乙は、本件業務において保有個人情報を保有する間は、次の各号に掲げるところにより、保有個人情報を適切に管理しなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に保有個人情報を保管すること。

(2) 保有個人情報を取り扱う情報システム(サーバ等)を管理する区域を明確にし、入室する権限を有する者を定めるとともに、入退室の状況を記録すること。

(3) 甲が指定した場所へ持ち出す場合又は事前に甲が承諾した場合以外は、保有個人情報を作業場所から持ち出さないこと。

(4) 保有個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理(パスワードに

よる秘匿を含む)又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。紙帳票で持ち出す場合は強固なケース内に施錠する等の保護措置を行うこと。

- (5) 事前に甲の承諾を受けて、作業場所内で業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、保有個人情報を複製又は複写しないこと。
- (6) 保有個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (7) 保有個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体並びにそのバックアップの保管状況及びこれらに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (8) 保有個人情報を管理するための台帳を整備し、保有個人情報の利用者、保管場所その他の保有個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (9) 保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事案(以下「保有個人情報の漏えい等」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (10) 作業場所に、私用のパソコン、カメラ、外部記録媒体その他の私用物を持ち込ませて、保有個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (11) 保有個人情報を処理するパソコンに、保有個人情報の漏えい等につながるおそれのある本件業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (12) 情報システムを使用する場合は、作業責任者及び作業従事者以外の者が保有個人情報にアクセスできないよう制御を行うこと。
- (13) 保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、作業責任者及び作業従事者の識別と認証を適切に管理していること。
- (14) 情報システムにおいて特定個人情報を保存する領域は、不正アクセス等による被害の防止等の対策を講じていること。

(受渡し)

第 10 条 乙は、甲から本件業務に関する保有個人情報を受け取る場合は、甲に保有個人情報の預かり証を提出しなければならない。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第 11 条 乙は、本件業務の終了時には、甲が指定した方法により、本件業務において使用する保有個人情報を返還(乙のもとで新たに取得された個人情報の引継ぎを含む。)、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 乙は、本件業務において使用する保有個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄する保有個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 甲は、乙による保有個人情報の消去又は廃棄に立ち会うことができ、乙は甲の立会いを受け容れなければならない。
- 4 乙は、本件業務において利用する保有個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記載された媒体の物理的な破壊その他当該保有個人情報を判読不能とするよう確実な措置を行わなければならない。
- 5 乙は、保有個人情報の消去又は廃棄を行った後、第 2 項の規定により甲から承諾を得た方法で保有個人情報の消去又は廃棄を行ったことについて、誓約書を提出しなければならない。

(個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

第 12 条 乙は、保有個人情報の管理の状況について、定期的に点検又は監査を実施し、その結果を踏まえ、取扱規定等の見直し等を行わなければならない。

(個人情報の取扱いの状況報告)

第 13 条 乙は、甲から保有個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合又は甲から立入調査の依頼があった場合は、直ちに応じなければならない。

(監査及び検査)

第 14 条 甲は、本件業務に係る保有個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認を行うため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本件委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(開示等請求)

第 15 条 乙は、個人情報保護法の規定に基づき、区民等から直接自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求があった場合は、甲に連絡するものとする。

(事故時の対応)

第 16 条 乙は、本件業務に関し保有個人情報の漏えい等が発生した場合は、その事案の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事案に関わる保有個人情報の内容、件数、事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、保有個人情報の漏えい等が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めるものとする。

3 甲は、本件業務に関し保有個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(違反等に対する厳正な対処)

第 17 条 乙は、本特記事項に違反した者に対し、法令又は内部規程その他関係規程に基づき、厳正に対処しなければならない。

(契約解除)

第 18 条 甲は、乙が本特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、本件業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 19 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記仕様書の内容に違反したことにより、甲又は区民等に損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(罰則)

第 20 条 乙は、番号法第 9 章に規定する違反行為を行った場合には刑事罰の対象となることを十分認識しなければならない。

(別紙 1)

【特定個人情報版】履行状況チェックリスト

契約件名：特別区民税・都民税・森林環境税に係る課税資料整理等業務

受託者名：

記入日： 年 月 日

1. 情報セキュリティに関する認証取得状況をお答えください。

認証名	認証取得の有無	認証番号（認証有の場合）
プライバシーマーク制度（JIS Q 15001）	有 ☐ 無 ☐	
ISO/IEC27001（JIS Q 27001）	有 ☐ 無 ☐	

※ISO/IEC27001（JIS Q 27001）の場合、当区からの委託業務を担う部門が認証の対象に含まれていること。

※このチェックリストとあわせて、認証の写しをご提出ください。

※上記の制度のどちらか一つでも認証を取得している場合は、以下の項目のうち、グレーで色塗りされている1、4、6～9、11～12にお答えいただく必要はありません。

2. 情報セキュリティに関する取り組み状況についてお答えください。

No.	評価項目	履行確認	補足説明
1	個人情報（特定個人情報含む、以下同じ。）の適正な取扱いの確保のための基本方針及び規程を策定している。[特記仕様書第2条2]	☐	策定日を記載ください。 方針： 年 月 日 規程等： 年 月 日
2	保有個人情報（特定個人情報含む、以下同じ。）の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めている。[特記仕様書第3条]	☐	作業責任者： 作業従事者：別紙誓約書のとおり
3	保有個人情報を取り扱う場所（作業場所）を定めている。[特記仕様書第4条]	☐	作業場所：
4	作業従事者全員に対し、個人情報の保護、情報セキュリティその他作業従事者が遵守すべき事項・法令等についての教育研修を実施している。[特記仕様書第5条]	☐	教育研修実施日（予定日含む） 年 月 日
5	本件委託業務の実施において、保有個人情報を取り扱う業務を受託者から第三者へ委託（再委託）することはない。[特記仕様書第7条]	☐	※再委託する場合には区に書面で協議が必要です。
6	保有個人情報を取り扱う情報システム（サーバ等）を管理する区域を明確にし、入室する権限を有する者を定め、	☐	

	入退室の状況を記録している。[特記仕様書第9条(2)]		
7	保有個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理（パスワードによる秘匿を含む）又はこれと同等以上の措置を施している。[特記仕様書第9条(4)]	☐	
8	保有個人情報を管理するための台帳を整備し、保有個人情報の利用者、保管場所その他の保有個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録している。[特記仕様書第9条(8)]	☐	
9	情報システムを使用する場合は、作業責任者及び作業従事者以外の者が保有個人情報にアクセスできないよう制御を行っている。[特記仕様書第9条(12)]	☐	
10	本件委託業務の終了時には、本件業務において使用する保有個人情報を返還（新たに取得した個人情報の引継ぎを含む。）、消去又は廃棄しなければならない、事前に項目、媒体名、数量、処理方法及び処理予定日を書面で区に申請し、その承諾を得なければならない。[特記仕様書第11条2]	☐	現時点の予定を記載ください。 処理方法：返還 消去 廃棄 処理予定日： 年 月 日
11	保有個人情報の管理の状況について、定期的に点検又は監査を実施し、その結果を踏まえ、取扱規定等の見直し等を行っている。[特記仕様書第12条]	☐	
12	保有個人情報の漏えい等が発生した場合に備え、区その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めている。[特記仕様書第16条2]	☐	
13 (*)	本件委託業務において、区の保有個人情報（本件委託業務の実施にあたり、受託者が新たに取得する個人情報を含む）の取り扱いについてクラウドサービスを利用する。 ※区職員が利用するシステム、区職員とのやり取りを目的とするサービス（メールやチャット等）は含まない。 [千代田区情報セキュリティポリシー対策基準 11.3]	☐	サービス名称： クラウド基盤： 取り扱う個人情報： 【 以下、区職員記載欄 】 前年度にセキュリティ確認を受けている場合、下記に✓を入れる。 ☐

(*) 【 区職員留意事項 】

No. 13 のクラウドサービスの利用について該当がある場合は、所属から情報システム課へ当該履行状況チェックリストを送付し、セキュリティ確認を受けること。

ただし、プロポーザル等の選定により継続的に契約を締結しており、前年度にセキュリティ確認を受けている場合は、チェックリスト送付時にその旨を情報システム課に伝達すること。

以 上

個人情報の保護に関する誓約書

千代田区長 殿

特別区民税・都民税・森林環境税に係る課税資料整理等業務の受託に際し、下記の事項を誓約します。

記

- 1 本件業務が特定個人情報の処理を伴うきわめて重要な業務であることを認識し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令等及び本件契約（以下「法令等及び本件契約」といいます。）を遵守し、個人情報の適正管理のために必要な措置を講じます。
- 2 本件業務において直接若しくは間接に知り得た個人情報は、千代田区に無断で本件業務の目的以外で使用し、又は第三者に提供しません。また、千代田区の事前承諾が得られた範囲を超えて、保有個人情報を複製又は複写しません。契約終了後も同様にこれらの行為を行いません。
- 3 本件業務に従事する全ての者に対し、本件特記仕様書第 5 条に基づく本件業務の適切な履行に必要な教育又は研修を行うとともに、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を徹底させます。
- 4 本件業務において直接又は間接に知り得た個人情報を正当な理由なく外部に提供したり、盗用する等の行為を行ったときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 章（裏面のとおり）に規定する刑事責任を負います。
- 5 万一、当社が本件業務に従事させる者又は従事させていた者が、法令等及び本件契約に違反し、千代田区、千代田区民等に損害を与えたときは、その一切の損害の賠償責任を負います。

年 月 日

住 所

法人名

代表者名

印

（裏面）

○ 個人情報の保護に関する法律（抄）

第八章 罰則

第七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第八十条 第七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抄）

第九章 罰則

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報等の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十二条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員（領事官であつてこれらの者以外の者を含む。）が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第四十八条から第五十二条の三まで及び第五十五条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十八条、第四十九条及び第五十三条 一億円以下の罰金刑

二 第五十一条及び第五十三条の二から第五十五条の二まで 各本条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

個人情報の保護に関する誓約書

(事業者名)

特別区民税・都民税・森林環境税に係る課税資料整理等業務に従事するにあたり、下記の事項を誓約します。

記

- 1 本件業務が特定個人情報の処理を伴うきわめて重要な業務であることを認識し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令等及び本件契約（以下「法令等及び本件契約」といいます。）を遵守し、個人情報の適正管理のために必要な措置を講じます。
- 2 本件業務において直接若しくは間接に知り得た個人情報は、千代田区に無断で、本件業務の目的以外で使用し、又は第三者に提供しません。また、千代田区の事前承諾が得られた範囲を超えて、保有個人情報を複製又は複写しません。本件業務従事後も同様にこれらの行為を行いません。
- 3 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を徹底して行います。
- 4 万一、法令等及び本件契約に違反し、千代田区、千代田区民等に損害を与えたときは、その一切の損害の賠償責任を負います。
- 5 本件業務において直接又は間接に知り得た個人情報を正当な理由なく外部に提供したり、盗用する等の行為を行ったときは、個人情報の保護に関する法律第 176 条及び第 180 条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 章（裏面のとおり）に規定する刑事責任を負います。

年 月 日

氏名

印

本誓約書の写しを千代田区に提供することについて同意します。

氏名

印

（裏面）

○ 個人情報の保護に関する法律（抄）

第八章 罰則

第七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第八十条 第七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抄）

第九章 罰則

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報等の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十二条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員（領事官であってこれらの者以外の者を含む。）が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第四十八条から第五十二条の三まで及び第五十五条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十八条、第四十九条及び第五十三条 一億円以下の罰金刑

二 第五十一条及び第五十三条の二から第五十五条の二まで 各本条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。